

海外サプライチェーン多元化等支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2020年6月3日時点

No.	質問	回答
【1. 事業全般について】		
1	何社程度の採択を予定しているか。	申請件数・申請された事業規模、政策目的を実現するための有望案件の件数、等を総合的に勘案しながら、外部有識者委員会において判断させて頂く予定です。特に第1回公募での採択上限は設けていません。
2	第2回以降の公募はいつになるか。また、今後想定される公募回数は？	第2回公募以降のスケジュール、公募回数は未定です。公募開始の際にはウエブサイト上で案内させていただきます。
3	公募説明会は開催しないのか。	第1回公募に関しては説明会の開催の予定はございません。
4	第1回公募で不採択となった場合、第2回公募以降で再度申請することは可能か。	可能です。
5	特別枠で申請すれば、通常枠より採択となる可能性は高くなるか。	特別枠の申請でも採択の可能性が上がるわけではございません（申請可能金額の下限が下がる、事業実施期間が短くなる点が一般枠との相違点）。特別枠に該当するかどうか判断に迷う場合は、申請前に経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（03-3501-6759）にご相談下さい。
【2. 補助対象者について】		
1	申請はどんな法人でも可能か。	公募要領の「2.補助対象者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
2	外資系日本法人による申請は可能か。	公募要領に記載の「2.補助対象者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
3	メーカーでないと支援対象とはならないのか。	業種がメーカーでなければならないということはありません。ただし、補助対象者の海外子会社・孫会社自身による設備投資である必要があります。
4	中小企業グループは、（公募要領にあるとおり）複数社での申請であればよいのか。事前にグループ認定を受ける必要があるか。	事前のグループ認定等は不要です。ただし、代表窓口と支払先を指定いただく必要があります。
5	補助申請者、補助交付契約者、事業実施法人の違いを教えてください。	公募要領の「2. 補助対象者」に記載の通り、それぞれ次の者を指します。 「補助申請者」：事業への申請を行った者（日本法人） 「事業交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者（日本法人） 「事業実施法人」：補助対象者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人
【3. 補助対象事業について】		
1	日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するかどうかは、どのように判断するのか。	申請者から御提出いただいた申請書類・別添資料をもとに、有識者により構成される外部審査委員会により、総合的に判断させていただきます。
2	ASEAN域外の国・地域に立地する事業は、対象となり得るのか。	本補助金は、設備導入の場所がASEAN域外でも対象となり得ます。ただし、日ASEANサプライチェーン強靱化が事業の目的であることから、それに資する事業であることが求められます。その観点から、ASEAN域内に立地する事業の方が、採択にあたって優位になると考えられます。
3	生産拠点の集中度の高さはどのように判断するのか。	“業界統計含む各種統計”の資料や、“自社における生産拠点の集中度”等の資料により、外部審査委員会において判断させていただきます。
4	“生産拠点の集中度”について、何割以上が応募対象となるのか。	一律の基準は設けていません。生産拠点の集中度については、“業界統計含む各種統計”の資料や、“自社における生産拠点の集中度”等の資料により、外部審査委員会において評価させていただきます。
5	対象品目に限定はあるか。	対象品目に限定はありません。 ただし、設備導入補助型（特別枠）に関しては、公募要領の「3.補助対象事業の種類及び補助率等」の対象事業の項目に記載のA及びBを満たすことが必要となります。申請枠の判断に困る場合には、申請前に経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（03-3501-6759）に御照会下さい。

【3. 補助対象事業について】		
6	実際の発注時に予定より工事費が増加した場合は、その分補助金も増加するのか。	補助事業に要する経費が増加することは問題ありませんが、補助金は交付契約額を超えることはできません。
7	すでに拠点のある国で新たに同国内で別の都市に拠点を設立する場合も対象になるか。	本事業の目的に沿う場合は対象になります。
8	複数拠点に設備導入をする事業は可能か。	複数拠点での設備導入について1つの案件として申請いただくことは可能です。複数国に導入する等、“サプライチェーン強靱化”への貢献度がより高い事業計画である場合は、その旨を申請の際にご説明ください。
9	製造商品の製品数に制限はあるのか。	生産される製品数に制限はございません。
10	生産拠点の集中度が高い製品・部素材について、限定はあるか。	限定はしていません。 ただし、第三者委員会において審査基準に従って厳正に審査させていただきます。
11	生産拠点の集中度が高い製品・部素材について、何割以上が応募対象というような基準はあるのか。	製品・部素材により様々のため一律の基準は設けていません。 ただし、第三者委員会では加算項目を含めて総合的に審査を実施するため、具体的かつ詳細な説明をしていただくことを求めます。
12	現状、海外生産割合あるいは生産の一国集中度が高くないが、今後高くなるのが想定されている場合は要件に該当するか。	該当する可能性はあります。海外生産割合あるいは生産の一国集中度が今後高くなることの蓋然性につき、申請時に提出書類等で説明いただき、外部審査委員の判断に委ねることとなります。
13	「需給がひっ迫性」および「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」を満たす製品とは具体的には何か。	マスク、医療用ゴーグル、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋、医療機器等、医薬品等、人工呼吸器等。特別枠に該当するかどうか判断に迷う場合は、申請前に経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（03-3501-6759）にご相談下さい。
14	「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の部素材の生産であっても補助要件に合致しますか。	部素材の生産が「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」を生産するために必要であると説明できれば、補助事業として認められます。
15	「当該補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないこと」とは、どのような対外公表を意味するのか。	「補助事業の内容に該当する事業」の実施やその準備に関する一連のプロセス等に関して、自社が対外的に公表した場合が該当します。
【4. 申請書類について】		
1	提出書類の送付は、電子メールに限るのか。	公募要領に記載の通り、電子メールのみにて受け付けます。郵送や持参の場合は原則として受け付けません。
2	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入ください。なお、事業では交付契約以後に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。第1回公募に関しては、6月末の採択通知の後に交付契約を予定しています。
3	中小企業等グループとして申請する場合、各提出資料は幹事法人のもののみを提出すればよいのか。	申請を行う幹事法人のほか、協働する企業についても申請時“個別案件票”に情報を記載いただくこととなります。また、公募要領「6. 応募手続き等の概要」に記載の「提出書類一覧」「5. 補助申請対象者会社概要等（パンフレット等を添付）」に関しては、協働する企業全てについて提出ください。
4	ファイルデータサイズは5MB以内ということだが、5MBを超える場合はどのように送信すればよいのか。	5MBを超えるメールについても受け付けることにいたしました。ただし、写真やパンフレット等の容量の大きい提出物は、申請に必要な箇所を抜粋して送付いただくようお願いいたします。
【5. 補助対象経費の範囲について】		
1	土地・建物の費用は補助対象となるか。	土地・建物の費用は補助対象費には含まれません。補助対象経費については、公募要領「7. 補助対象経費」を参照ください。
2	導入する設備が大型となるため、建屋の入り口では入らず、工事が必要となるが、既存設備の改修は補助対象となるか。	設備導入に必要な工事は補助対象となります。既存設備の改修も、必要性が認められる場合には補助対象となります。
3	研究開発設備や試作開発設備も補助対象となるか。	研究開発や試作開発については、第2回公募以降、「海外サプライチェーン多元化等に資する実証事業」の対象事業として支援させて頂く予定です。詳細な要件等に関しては、同事業の公募開始時に公募要領でご確認ください。

【5. 補助対象経費の範囲について】		
4	工場の空調なども補助対象となるか。	設備導入に必要な工事は補助対象となります。工場の空調なども、その必要性が認められる場合には補助対象となります。
5	設備のリース契約も補助対象となるか。	本補助事業においては、対象にはなりません。
6	事業実施法人が、補助交付契約者から調達する場合、もしくは同関係会社から調達（工事を含む）する場合も、補助対象経費に含まれるか	補助対象事業経費は、設備の購入費から補助交付契約者の利益相当額を差し引いた費用が対象となります。逆に、補助交付契約者が割引をして事業実施法人へ売却する場合は、事業実施法人の購入費が補助対象経費となります。
7	補助交付契約者が調達した設備を事業実施法人に輸出した場合、補助対象となるのか。	補助交付契約者が調達した設備を事業実施法人に輸出した場合、補助対象事業経費は、設備の購入費から補助対象者の利益相当額を差し引いた費用が対象となります。
8	設備導入にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となるか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定や仕様変更費用についても補助対象となります。
9	既存の建物・設備の撤去費用は補助対象か。	補助対象外です。
10	中古設備の購入は補助対象か。	公募要領に記載のとおり、価格設定の妥当性が明確でない中古設備の購入は認められません。例えば、型式や年式が記載された見積もりを3者以上から取得している場合は可能です。
11	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な設備機械装置の新規購入、備付けに要する費用等が含まれます。詳しくは、公募要領の「7. 補助対象経費」をご覧ください。
12	設備の設計や調整などにかかる費用は補助対象と認められるか。	設計費用や調整費用については、補助対象となりえます。ただし、補助交付契約者、事業実施法人の人件費は対象外です。
【6. 事業の実施について】		
1	補助金の前払い・概算払いは可能か。	今回の公募（設備導入補助型（一般枠・特別枠）に関しては、事業終了後の精算払いのみとなります。第2回公募以降で対象となる設備投資補助型以外の類型（FS調査など）において、概算払いを認める場合は公募要領にその旨を記載します。
2	採択されたらいつから補助金を得られることができるのか。	補助対象事業が終了し、事務局による確定検査が行われた後、所定の手続きに従って支払いが行われます。
3	補助対象設備を変更しても良いか。また、その際は変更届が必要か。	補助対象設備を変更するためには、事前に事務局の承認を得る必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
4	生産設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須なのか。	原則として2者以上の見積もりが必要です。発注の性質上どうしても2者以上の見積もりを取ることが困難な場合は随意契約も可能ですが、その際には発注先を随意契約の対象とする理由書が必要です。
5	計画変更承認が必要なのはどのような場合か。	交付申請額の経費区分ごとの配分を変える場合などです。詳細は、「交付契約の考え方」もしくは「交付規程」の記載を参照ください。
6	補助事業完了時とはいつ時点か。	設備導入に係る発注・納入・検収・支払い等すべての事業手続きが完了した日、又は事業完了期限日のいずれか早い方です。
7	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	採択通知後に所定の手続きをいただき、交付契約が完了した後に発生した経費のみが補助対象となります。
8	補助対象としない設備等の発注を交付決定前に行っても良いか。	補助対象としない設備等の発注は、交付決定前に行っても構いません。ただし、補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないことが大前提です。